KISOGAWA
BISAI
ICHINOMIYA
★第２号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■2003.11.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１～２ページ：協議会・小委員会からの報告
３～４ページ：INFORMATION
合併協議会、各小委員会開催日程／協定項目進捗状況一覧／
新市の名称候補を募集中／シンポジウムを開催

協議会・小委員会からの報告

次のとおり、小委員会が開催されました。

第3回新市建設計画作成等小委員会　10月8日(水)

【提案事項】

① 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置（一宮市本町２丁目５番６号）とする。現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称することが提案されました。

② 地域審議会の取り扱いについて

尾西市及び木曽川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４の規定による地域審議会を設置する。設置については「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとすることが提案されました。

【合併に係る基本的事項について】

① 合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市（現在の一宮市）に編入する編入合併とする。ただし、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重しつつ、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとすることが提案されましたが、次回の小委員会でこれを含め３案を事務局から提案し協議することが確認されました。

② 財産の取り扱いについて

尾西市及び木曽川町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて一宮市（現在の一宮市）に引き継ぐものとすることが提案されました。

③ 新市建設計画に係る事項について

新市建設計画の基本理念及び新市の将来像について意見交換がされました。

第2回建設小委員会　10月15日(水)

【提案事項】

① 上・下水道事業（その１）について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。２年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

(2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

(3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。２年以内に新市において統一する。

② 建設関係事業について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。

(2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後３年間で規定額の基準に統一する。

(3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

第2回経済環境小委員会　10月17日(金)

【協議事項】

① 商工・観光関係事業について

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、尾西市、木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議、調整を行うものとすることが原案どおり決定されました。

② 勤労者・消費者関連事業について

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとすることが原案どおり決定されました。

③ 協定項目の変更について

各種事務事業の取り扱い23－17ごみ収集運搬業務事業を23－18環境対策事業に統合することが原案どおり決定されました。

【提案事項】

① 環境対策事業について

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整、再編することが提案されました。

また、個別の事業の調整案については次のとおりです。

(1) ごみ処理事業については、新市において合併後３年を目途に調整するものとする。

(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動

生ごみ処理機の限度額は尾西市、木曽川町に合わせるものとする。

(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。

(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。

(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。

② 農林水産関係事業について

農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとすることが提案されました。

また、個別の事業の調整案については、次のとおりです。

(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。

(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

第2回厚生小委員会　10月20日(月)

【協議事項】

①介護保険事業の取り扱いについて

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については平成17年度から一宮市の制度に統一することが原案どおり決定されました。

② 生活保護事業について

前回提案された「国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取り扱いについては、一宮市の事業を適用する。」ことについては、次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。

③ 協定項目の変更について

各種事務事業の取り扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後23－17とすることが原案どおり決定されました。

【提案事項】

① 保健衛生事業について

3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとすることが提案されました。

また、個別の事業の調整案については次のとおりです。

(1) 基本健康診査及び各種がん検診は原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

(2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。

② 高齢者福祉事業（その1）について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60000円とする。

(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。

(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3700円から利用者負担金を引いた2700円とする。

(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。

(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。

(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。

③ 健康づくり事業について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。

(2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

第4回新市建設計画作成等小委員会　10月21日(火)

【協議・提案事項】

① 合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。

法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入するものとすることが決定されました。

【協議事項】

① 新市の事務所の位置について

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案どおり決定しました。

② 財産の取り扱いについて

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案どおり決定しました。

③ 地域審議会の取り扱いについて

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案を次回の小委員会以降引き続き協議していくことが確認されました。

【合併に係る基本的事項について】

① 新市建設計画に係る事項について

※ 公共施設の適正配置と整備について意見交換がされました。

＊お知らせ＊ INFORMATION

現在、開催が予定されている会議の日程についてお知らせします。

合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
11月	13日㈭15：00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	28日㈮9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	26日㈬14：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	25日㈫14：00～ 尾西市役所2階 大会議室	21日㈮14：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	19日㈬14：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
12月	25日㈭14：00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	22日㈪15：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	19日㈮15：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	18日㈭15：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	10日㈬15：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	18日㈭9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室

※都合により、日程等が変更になる場合があります。

新市の名称候補を募集中

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会では、2市1町が合併した場合に誕生する新市の名称の候補を募集しています。

新市の名称候補は、2市1町の在住者ならどなたでも応募できますので、皆さんで新しいまちの名称を考えて、下の専用ハガキまたは、官製ハガキに必要事項をご記入いただき、合併協議会事務局（11月11日㈫消印有効）までお寄せください。↖

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

新市名称候補応募ハガキ

新市の名称	
ふりがな 市	
その名称とする理由	
ご住所 〒	
ご氏名	
電話番号 （　　）　　－	年齢 歳

協定項目進捗状況一覧

平成15年11月1日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	○
2	合併の期日	◎※
3	新市の名称	○
4	新市の事務所の位置	○
5	財産の取り扱い	○
6	地域審議会の取り扱い	○
7	議会の議員の定数及び任期の取り扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	
9	地方税の取り扱い	
10	一般職の職員の身分の取り扱い	
11	特別職の身分の取り扱い	
12	条例、規則等の取り扱い	
13	事務組織及び機構の取り扱い	
14	一部事務組合等の取り扱い	
15	使用料、手数料等の取り扱い	
16	公共的団体等の取り扱い	
17	補助金、交付金等の取り扱い	
18	町名・字名の取り扱い	
19	慣行の取り扱い	
20	国民健康保険事業の取り扱い	
21	介護保険事業の取り扱い	○
22	消防団の取り扱い	
23	各種事務事業の取り扱い	○
－01	女性政策事業	○
－02	姉妹都市、国際交流事業	
－03	電算システム事業	
－04	広報広聴関係事業	○
－05	納税関係事業	
－06	消防防災関係事業	
－07	交通関係事業	
－08	窓口業務	
－09	保健衛生事業	○
－10	障害者福祉事業	
－11	高齢者福祉事業	○
－12	児童福祉事業	
－13	保育事業	
－14	生活保護事業	○
－15	その他の福祉事業	
－16	健康づくり事業	○
－17	病院事業	
－18	環境対策事業	○
－19	農林水産関係事業	○
－20	商工・観光関係事業	○
－21	勤労者・消費者関連事業	○
－22	建設関係事業	○
－23	上・下水道事業	○
－24	市（町）立学校の通学区域	
－25	学校教育事業	
－26	文化振興事業	
－27	コミュニティ施策	
－28	社会教育事業	
－29	その他事業	
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目◎　一部確認された項目●
提案・協議中の項目○
※一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

▼応募条件

①常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。
②公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。
③知的所有権に抵触しない名称であること。
④全国の市と同じ表記でないこと。

▼決定基準

①現在の2市1町の名称「一宮」「尾西」「木曽川」も含め、新市の名称としてふさわしい名称
②一宮市・尾西市・木曽川町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称
③一宮市・尾西市・木曽川町の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称
④一宮市・尾西市・木曽川町のまちづくりの理念や願いを表した名称

▼応募作品の取り扱い

①応募された作品に関する一切の権利は、当合併協議会に帰属します。
②応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作します。その際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行うこととします。

▼発表

協議会で決定後、「合併協議会だより」及びホームページで発表します。賞品等はありません。

▼その他

応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には、影響を及ぼさないものとします。

シンポジウムを開催！

合併協議会では、住民の皆さんに非常に身近な問題である「合併」をともに考えていただくために次の日程で、シンポジウムを開催します。

（木曽川町会場は11月1日㈯に開催）

いずれの会場でも2市1町の首長と合併協議会委員によるパネルディスカッションが行われます。

まちづくりについての現段階での協議状況等もご紹介しながら、この地域の将来のまちづくりについて様々な意見交換が行われます。

皆さん奮ってご参加ください。

シンポジウム2 一宮市

11月29日（土）

一宮地場産業ファッションデザインセンター（1階展示ホール）

開場：午後0時30分　開演：午後1時00分　定員：250名

◎基調講演「地域の未来と市町村合併」（60分）
講師　四日市大学総合政策学部助教授　稲沢克祐氏

◎パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」（80分）
コーディネータ　稲沢克祐氏
パネリスト　栃倉　勲氏（一宮青年会議所理事）
一宮市長・尾西市長・木曽川町長

◎質疑応答（10分）

シンポジウム3 尾西市

12月14日（日）

尾西文化会館（3階講堂）

開場：午後0時30分　開演：午後1時00分　定員：250名

◎基調講演「地域の未来と市町村合併」（60分）
講師　四日市大学総合政策学部助教授　稲沢克祐氏

◎パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」（80分）
コーディネータ　稲沢克祐氏
パネリスト　上田芳敬氏（尾西青年会議所顧問）
一宮市長・尾西市長・木曽川町長

◎質疑応答（10分）

＊その他　事前申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。
なお、定員には若干の余裕がございますが満席の場合はご容赦ください。
手話通訳も用意しております。必要な方は当日係員へお申し出ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491－8501　一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73－9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63－4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87－1111　内線220

郵便はがき

料金受取人払

一宮局承認

見本

差出有効期間
平成15年11月
11日まで
（切手は必要ありません）

4918790

033

一宮市本町２丁目５番６号

一宮市・尾西市・木曽川町
合併協議会事務局

新市名称候補募集係　行

見本